

## 令和5年度静岡県防災会議 議事録

令和5年7月20日(木)  
静岡県庁西館4階第一会議室  
午後3時30分開会

- **司会** 定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度静岡県防災会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。代理出席を含め46名の方々に御出席いただいております。

それでは、はじめに会長の川勝平太静岡県知事から御挨拶申し上げます。

- **川勝知事** 今日は、まことに猛暑のなか県の防災会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。令和5年度防災会議を開催いたします。後は着座にて御挨拶をさせていただきます。

昨今、風水害が御存じのとおり激甚化、頻発化しております。線状降水帯によりまして、局地化の様相をも呈して今月も九州北部を中心に大雨による土砂災害や河川の氾濫により甚大な被害が起きました。本県におきましても、昨年9月の台風15号による大雨では、3名の方がお亡くなり県内各地で住家への浸水、断水など甚大な被害が起きています。また、本年度も6月2日からの大雨により2名の方が犠牲となりました。ほか、県内各地で浸水被害などが発生いたしました。お亡くなりになりました方々の御冥福を祈り申しあげるとともに被災されている方々にお見舞いを申しあげます。県ではこれらの災害につきまして、国や防災関係機関の御協力のもと迅速な復旧、被災者への支援に全力で取り組んでおります。併せて、今後の災害に備えるため、引き続き防災対策の徹底を図るとともに県土の強靱化を推進して参ります。

地震津波対策アクションプログラム2013また、2023につきまして申し上げます。東日本大震災、これを受けまして、平成25年、2013年から取り組んでまいりました新津波アクションプログラム2013の取り組み結果を先日公表いたしました。

後ほど事務局から御報告させていただきますけれども、10年間の取り組み成果に基づき試算しました結果、想定犠牲者数は、当初約10万5000人とされておりました。

この10年間の努力で約目下のところは2万2000人となっておりまして、減少目標としていた8割減少を達成いたしました。これは防潮堤や津波避難施設などの整備の進捗とともに、県民の早期避難意識の向上が主な要因でございます。

その後続となります地震津波対策アクションプログラム2023におきましては、令和7年度までの3年間で想定犠牲者数の9割減災を達成し、その後も9割以上の減災を維持すること等を目標としております。

このためには県民の早期避難意識のさらなる向上はもとよりでございますが、昨今の災害の教訓から、避難後の健康被害の防止に取り組んでまいります。

加えて、コロナ禍で低迷いたしました個人の防災意識の向上とか、防災訓練による自主防災組織の活性化など、これまで減退化した課題にまで取り組んでまいります。

富士山火山避難基本計画改定を踏まえまして、新たな被害想定に基づく基本計画は、今年3月に取りまとめたところでございますが、今後、市町の避難計画の策定、住民の皆様への普及啓発を積極的に支援してまいります。本日は、静岡県地域防災計画の修正を協議事項としております。

その主な内容は、法律の改正や各種災害の教訓を踏まえた国の防災基本計画の修正並びに富士山火山避難基本計画の改定に伴うものであります。委員の皆様から忌憚らない御意見を賜りまして、御審議をお願いいたします。

- **司会** 議事に入らせていただく前に、知事が任命する委員について、今年度新たに本県の防災会議委員に御就任いただいた方が7名いらっしゃいますので、お名前のみ御紹介させていただきます。

静岡県市長会会長 中野弘道様。本日は御欠席でございます。

静岡県消防長会会長 池田悦章様。本日は代理として、警防部長 伴野泰造様に御出席をいただいております。

日本銀行静岡支店支店長 水野裕央様。本日は代理として、次長 赤堀吉則様に御出席をいただいております。

日本郵便株式会社静岡中央郵便局局長 山本浩吏様。本日は代理として、総務部副部长 寺田裕和様に御出席をいただいております。

静岡県町村会会長 込山正秀様。本日は御欠席でございます。

日本放送協会静岡局局長 本郷徹志様。本日は御欠席でございます。

静岡県看護協会会長 松本志保子様。本日は御欠席でございます。

以上、7名の方が新任となります。皆様、本日はよろしく願いいたします。

それでは議事に進みます。本日の議長は、会長であります川勝知事が務めます。知事、お願いいたします。

- **川勝知事** はい。それでは私が議長を務めまして、議事を進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

まず議事に先立ちまして、静岡県防災会議運営要領第7条の定義のとおり議事録署名人を指名させていただきます。

厚生労働省静岡労働局総務部長 下平佳子委員並びに中部電力株式会社常務執行役員静岡支店長 平松岳人委員の2人を指名いたしますのでよろしくお願いします。

それでは議事次第に従い、協議事項から進めてまいります。

「静岡県地域防災計画の修正」につきまして、事務局から説明をお願いします。

- **危機政策課課長** はい、危機政策課から説明いたします。私からは、静岡県地域防災計画修正のうち、原子力災害対策編と、火山災害対策編を除く部分の修正の概要につ

いて、資料1-1、1-2を使用して説明させていただきます。

資料1-1「令和5年度静岡県地域防災計画の修正案について」御覧ください。1「防災基本計画修正に伴う修正」につきましては、ボランティア団体と被災自治体のニーズを調整する災害中間支援組織の育成など、多様な主体と連携が、被災者支援や、法改正等に伴う国防災基本計画の修正を反映しております。

資料1-2「静岡県地域防災計画新旧対照表案」5ページをご覧ください。

下段第11節「ボランティア活動に関する計画」の項目に災害中間支援組織との連携強化に努めること、県災害ボランティア本部情報センターの設置場所などについて追記しております。

また、法律の改正等につきましては、2ページにお戻りいただきまして、2ページの下段、「障害のある方への情報伝達体制の整備」、8ページに移りまして、下段、第20節「災害に強いまちづくり」の項目に、所有者不明土地を活用した防災対策の推進などを追記しております。

資料1-1にお戻りください。2番、本県において実施する施策等の対応につきましては、令和4年度台風第15号の教訓を踏まえて設置した市町支援機動班と、令和5年度から10年間の行動計画として策定した地震津波アクションプログラム2023を反映させたものとなっております。

すいません、また資料1-2の10ページを御覧ください。

中段のところに、县市町職員の応援の項目がございます。そちらに市町支援機動班を追記し、市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣すること、市町が実施する災害対策全般を支援すること、被災現場の情報を収集し、市町本部、県本部等に報告することなど、県派遣職員の役割を記載したものとなっております。

21ページを御覧ください。

上段、第4節、地震災害予防対策の推進の項目、1枚めくっていただきまして23ページ中段。第4節「津波災害予防対策の推進」の項目に、アクションプログラム2013の成果、課題を踏まえ、アクションプログラム2023を推進していくことを記載しております。

資料1-1にお戻りください。裏面を御覧ください。5「その他所要の改正」につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことを踏まえた修正、その他表現の適正化等を行っております。

私からの説明は以上となります。

- **原子力安全対策課長** 「原子力災害対策編の修正」につきまして原子力安全対策課から、説明いたします。

資料1-1にお戻りください。3「原子力災害対策編の修正」でございます。

原子力災害対策指針や国の防災基本計画（原子力災害対策編）の修正に加えまして、国が甲状腺被ばく線量モニタリングマニュアルを作成したことから、緊急時の住

民等の被ばく線量評価体制の整備や、住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングについて記載などの修正をいたします。

資料の方がですね、資料1-3になります。新旧対照表で前後について記載しております。先ほど御説明いたしましたところにつきましては、資料1-3の5ページですね、10ページ12ページがですね、このような状態になっています。

以上でございます。

- **危機情報課長** 続きまして「火山災害対策の修正」について、危機情報課から資料1-4を用いて御説明いたします。主な修正は富士山の火山防災計画についてになります。

富士山火山防災対策協議会では、令和3年3月に富士山ハザードマップ改定版を公表し、これを踏まえて、令和5年3月に富士山火山広域避難計画を改定、解消し、富士山火山避難基本計画として公表いたしました。これを受け、県内関係市町が共通認識を持って、市町避難計画を策定するに必要な項目を修正いたします。

それでは、資料1-4の2ページを御覧ください。真ん中に新と記載されている列がございますが、2段落目につきまして、富士山火山避難基本計画は、避難にあたっての基本的な方針を示したものであり、これを前提としつつ、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえた火山防災対策を定めることといたしました。

次に、4ページをご覧ください。避難対象エリアについての修正です。従来5つの区分でありました避難対象エリアを6つの区分に再編することとともに、その範囲を見直しております。富士山の噴火は、様々な現象を伴うとともに、噴火の規模や継続期間について、噴火前に把握することができないことに加えまして、噴火前の火口位置の特定も困難という不確実性を有しております。

また、溶岩流は斜面を下っていきますので、噴火口の場所や噴火の規模によって、最終的に溶岩流が到達する範囲が大きく異なります。

このため、富士山では、時間的猶予はなく、噴火前に避難を行う必要がある地域と噴火現象の状況や経過に応じて避難を行う地域とを分け、段階的に避難を行うことを基本としています。これらの段階的な避難を行うための区分として、従前は避難対象エリアを第1次から第4次Bまでの5区分で設定しておりました。新旧対照表5ページの左側の図1でございます。令和5年3月に改定されました富士山火山避難基本計画では、噴火現象の特性に応じて避難対象エリアが第1次から第6次の6区分に再整備されました。

さらに本県では、溶岩流が3時間以内に到達する可能性のある第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が一時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を第二次避難対象エリアに位置付けまして、噴火前に避難を開始することを原則といたしました。

この対応も含め、新たな避難対象エリアの設定を新旧対照表の5ページ右側、図1

に示しております。なお、各市町によって市街地に対する溶岩流の影響範囲や道路網等の状況も異なりますので、市町の裁量を持たせるため、各市町において、噴火前に避難を開始する範囲を拡大することは差し支えないとの記載も加えております。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。富士山ハザードマップの改定により、火山現象の想定影響範囲が変わったことから、図を修正するとともに、各現象についての影響想定範囲の説明を修正いたします。

次に8ページを御覧ください。2「段階的な避難」についてです。

まずは各表に、避難対象者区分のレッドを追加し、対象者ごとの行動をわかりやすく表記いたしました。

また、富士山火山避難基本計画では、噴火警戒レベルに応じた避難タイミングについて改定いたしました。例えば溶岩流の場合ですが、(1)の表で、噴火前は噴火警戒レベル1、臨時情報の段階で、第一次避難対象エリア内の5合目以上にいる観光客・登山者は下山・帰宅となり、レベル3になりましたら、入山規制となります。このように段階的な避難について、11ページまでを修正しています。

次に少し飛びますが、17ページを御覧ください。4「一般住民の段階的な避難等」についてです。円滑な避難の実施のため、(3)に、噴火前の自主的な分散避難について追記いたします。

また、(4)「噴火開始直後における溶岩流からの避難」について、噴火直後に火口の位置を特定できない場合が想定されますことから、県では、富士山ハザードマップに示された溶岩の流れを分水嶺などの地形により整備し、あらかじめ、15の流下パターンに区分しました。この流下パターンを示すことにより、市町の避難指示発令の迅速性を確保することとしております。流下パターンの図は、18ページ、図7となります。

次に20ページを御覧ください。8「広域避難」についてです。県では、溶岩流の流れる方向によっては、地域市町や近隣市町だけでは避難者を受け入れられない状況になりますことから、今年度、県内市町間で広域避難体制の整備を進めてまいります。

今年度は、概要について記載をいたしまして、整備が進んだ段階で、改めて地域防災計画の修正を行ってまいります。

その他、富士山火山避難基本計画を受け、所要の改正を行っています。

なお富士山火山避難基本計画の概要につきましては、お手元に参考資料3として配布しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

説明は以上となります。

#### ○ 川勝知事 はいありがとうございます。

それではただいまの説明につきまして、御意見なり御質問なりはございますでしょうか。

無いようでございますので、静岡県地域防災計画につきまして、原案のとおり修正することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **川勝知事** まことにありがとうございます。

それでは原案の通り修正することといたします。なお、静岡県地域防災計画につきましては、本案により内閣総理大臣に報告することといたします。

続きまして、事務局からの報告事項に移ります。

なお、質疑等は最後一括してお受けいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

○ **危機政策課長** はい、危機政策課から説明いたします。私からは、報告事項ア「市町地域防災計画の修正状況」、イ「アクションプログラム2013の成果」、ウ「アクションプログラム2023の策定」についてご説明いたします。

まずは、資料2、「市町地域防災計画の修正」をご覧ください。

災害対策基本法に基づきまして、県に地域防災計画の修正報告があった市町は下表の通りであり、令和4年度の県地域防災計画の修正を反映した市町は31市町であります。そのうち、市町独自の施策を反映した市町は、富士市、裾野市など6市町ございます。

裏面を御覧ください。

その主な内容につきましては、富士市において、ドローンを活用した災害時の情報データ収集、静岡市における市災害廃棄物処理計画の反映などがございます。

続きまして資料3-1、「地震津波対策アクションプログラム2013 10年間の成果の概要」を御覧ください。

1、「減災効果の進捗状況」については、ハード・ソフトを組み合わせた対策の推進により、第4次地震被害想定時の想定犠牲者数約10万5000人から約2万2000人へ減少し、約8割の減災を達成しております。

減災効果の内訳につきましては、右欄を御覧ください。

①津波については、想定犠牲者数が約9万6000人から約1万6200人、約7万9800人の減となっております。

防潮堤による減災は、L2津波に対する静岡モデル防潮堤の整備が36.7km、L1津波に対する防潮堤が43.2km整備され、浸水面積が34.0km<sup>2</sup>減少することで、約1万7800人の減となっております。

また避難による減災は、避難ビルがプラス197の確保、避難タワー等はプラス173の整備が進み、浸水区域内の避難施設カバー率が98%。

また早期避難意識が被害想定時の20%から81%まで向上したことで、約6万2000人の減となっております。

②建物倒壊火災については、統計調査が5年に一度であるため、平成30年時点でありましても、耐震化率が89.3%となり、約3100人の減となっております。

③山・崖崩れにつきましては、土砂災害防止施設の整備が281箇所、保全された人

家屋数が 3820 戸となり、約 11 人の減となっております。

①から③を足し算すると、8万2911人、約8万3000人で、約8割減災となっております。なお、この減災効果につきましては、現時点の試算結果であること、また避難による減災が多くを占めており、特に早期避難意識が高い状態で推移する必要があります。意識があっても実際逃げられなければ減災効果が低くなってしまふことなど、課題がございます。

こういった減災効果を最大限発揮できるよう、さらなる早期避難意識の向上とその後の維持、避難の実効性の確保などに引き続き取り組んでまいります。

さらに下、2「各アクションの目標達成状況」を御覧ください。

各アクションを推進した結果、189アクションのうち144アクションが、おおむね数値目標を達成しております。

次に資料3-2をご覧ください。

全189アクションのうち、目標達成後も完了まで長期間を要するものや、継続が必要なもの118アクションをアクションプログラム2023へ引き継いでおります。

本アクションプログラムは、3つの基本目標、11の施策体系を定めております。

左にございます「地震津波から命を守る」につきましては、住宅の耐震化や防潮堤、津波避難施設のカバー率、土砂災害対策施設等の整備は概ね計画通り進捗している一方、地域防災訓練の実施が未達成となっております。

次に、「被災後の県民生活を守る」の目標につきましては、避難所運営訓練の実施や県民の飲料水・食料等の備蓄の確保が未達成となっております。

次に、「迅速かつ着実に復旧・復興を成し遂げる」の目標につきましては、廃棄物処理計画の見直しなどが、概ね計画通り進捗しておりますけれども、被災者生活支援システムの導入が未達成となっております。

未達成の要因につきましては、ハードの部分では、設計や計画の見直しに時間を要した他、用地交渉や工事選定など、地元調整が難航したこと。

ソフトの部分では、新型コロナウイルス感染症の影響で、訓練等の規模が縮小されたことなどが要因となっております。

この10年間の成果・課題を踏まえて、アクションプログラム2023の基本理念、減災目標を設定しております。

続きまして、資料4「地震津波対策アクションプログラム2023の概要」をご覧ください。

一番左上のところがございます記載しておりますけれども、「犠牲者の最小化、減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会を実現」の基本理念のもと、令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災とその後の維持、10年間で被災後生活の質的向上により、被災者の健康被害等の最小化を図ることを減災目標に定めております。

基本目標につきましては3つ定めておまして、「地震・津波から着実に命を守る」真ん中のところに記載がございますけれども、この目標につきましては、犠牲者の最

小化と減災効果の持続化を目指し、防災施設等のハード整備を着実に推進するとともに、わたしの避難計画の普及による早期避難の実現、自力避難が困難な要支援者の避難体制の強化等に取り組んでまいります。

次に、「被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる」の目標につきましては、避難生活の健全化と生活再建への支援の推進を図るため、避難所の機能充実や県民の飲料水・食品等の備蓄の促進等に取り組んでまいります。

「地域を迅速に復旧し復興へ繋げる」の目標につきましては、地域の復旧や強靱化、被災後の迅速な復興をめざし、市町の事前復興計画の策定の促進に取り組んでまいります。

これら139のアクションを着実に進めることで、減災目標を達成し、被災後の命と健康を守り、健全に生活できる社会を実現してまいります。

私からの説明は以上となります。

- **原子力安全対策課長** 続きまして報告事項エ、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」の修正につきまして、原子力安全対策課から報告します。

資料5-1を御覧ください。

県は浜岡原子力発電所における原子力災害に備えまして、広域避難計画を策定しております。今回は周辺地域の人口を令和5年4月1日に更新するなどの修正をいたしました。

資料5-2の新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

上段にありますように、このような修正は、平成28年3月に計画を策定して以来6回目の修正となります。

2ページ目を御覧ください。

避難計画の対象としております原子力災害対策重点区域であります31km圏内にかかる市町にお住まいの方々の人口がですね、表3の右下の隅の方に記載がありますが、約92万5000人から約91万4000人変わっております。

それに伴いまして各市町の地域ごとの人口も変わっておりますので、4ページ目以降にですね、各地域ごとの人口の修正を記載しております。

なお、資料5-3は、修正した計画の全文となります。引き続き関係市町の避難計画の修正や関係マニュアルの整備の支援、原子力防災訓練の検証、原子力防災資材の整備などにより、避難計画の実効性の向上に努めてまいります。

以上であります。

- **危機対策課長** 続きまして危機対策課から、資料6の「令和5年度の静岡県危機対処（防災）訓練計画」と資料7の「6月2日からの大雨等による被害状況」について御説明いたします。まずは、資料6を御覧ください。「令和5年度の静岡県危機対処（防災）訓練計画」の1の目的にありますとおり、静岡県では大規模地震や、風水害等に対する災害対策本部機能の向上や防災関係機関との連携強化を図るため、毎年計画的

に訓練を実施しております。また、訓練の結果をもって防災計画の見直し等にも取り組んでおります。

2の訓練計画の表は既に実施済みの訓練もありますが、今年度計画している防災訓練についてまとめたものです。主なものを説明させていただきます。

まず、年度当初の4月20日には、全職員約7,000名を対象とした抜き打ちの参集訓練を実施し、人事異動後の初動体制の確認をいたしました。また、昨日7月19日には、富士山での噴火警報等を想定した富士山火山防災情報伝達訓練を実施しました。

訓練には30機関98名が参加し、山小屋等の関係機関が連携して、登山者に訓練情報を伝達するとともに、避難対象エリアの居住地域や市町が指定する避難促進施設においても情報伝達を行いました。

総合防災訓練につきましては、本部運営訓練を8月29日に実施し、大規模地震を想定した、県、市町等における災害対策本部の運営、国との連携を確認いたします。

また、実働訓練を9月3日日曜日に浜松市、湖西市との共催で実施いたします。

訓練テーマは「自分を守る 家族を守る 地域を守る～みんなで取り組もう自助・共助・公助～」です。総合防災訓練は、昭和54年から実施されています。

今年も例年同様に、大規模地震を想定し、物資の受入れ・搬出、負傷者の搬送、航空機の受入れなど、様々な実働訓練に取り組んで参ります。

12月3日の「地域防災の日」を中心に実施される地域防災訓練は、自主防災組織を主体として実施するもので、地域の防災体制を再確認するため、県の職員も地域住民の一員として訓練に参加いたします。

来年の1月中旬に実施予定の「地震対策オペレーション2024」については、全員参集訓練や総合防災訓練等、今年度の訓練の集大成として、大規模地震を想定した図上訓練を実施するものです。こうした訓練を通じ、県民や市町、防災関係機関と連携し、災害対応力のさらなる強化を図ってまいります。

続きまして、資料7を御覧ください。「6月2日からの大雨等による被害状況」についてです。6月2日から3日にかけて、梅雨前線等の影響により、降水量が西部では500mmを超え、東部では400mmを超えるなど、各地で6月の月降水量の平年値を超える記録的な大雨となり、磐田市、袋井市、沼津市では、緊急安全確保が発令されました。

人的・物的被害につきましては、2にありますとおり、死者2名、軽症者1名の人的被害の他、約620棟の住家被害が発生いたしました。

また、ライフライン等の状況につきましては、3にありますとおり、県内各地で多くの停電や断水が発生し、国道・県道につきましては、延べ24路線33箇所の通行止めが発生いたしました。

県の対応につきましては、6月2日24時に災害対策本部を設置した他、沼津市、静岡市、浜松市など7市町に市町情報収集要員を派遣するとともに、本年1月に設置しました市町支援機動班1班3人を磐田市に派遣し、災害対応の支援を実施いたしました。また、磐田市には災害救助法の適用を行いました。

今回の災害に対しましては、4にありますとおり、庁内関係部局において、被災市町への応援職員の派遣や、県税の期限延長・減免、住宅被害への支援、県制度融資の発動など被災者に寄り添った支援に取り組んでおります。

私からの説明は以上になります。

- **交通基盤部理事** 交通基盤部理事の酒井でございます。危機管理部理事を兼務しております。よろしくお願いいたします。

私の方からは、台風被害、公共土木施設災害を中心に説明をさせていただきます。

資料8でございます。令和5年度台風第2号の被害対応ということで、説明させていただきます。

ページを1ページおめくりください。

令和5年6月1日から3日にかけて本州付近に停滞した梅雨前線に向かって台風2号の周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだということで線状降水帯が発生しました。

県の西部中部東部の広範囲にわたりまして、24時間最大雨量が400から500mmに達する記録的な豪雨になったところでございます。

次のページ、雨量の分析ということでございます。

今回の雨では、短時間降雨が非常に大きくてですね、伊久美の観測所では約68mm、年超過確率としては、5分の1程度でございました。また線状降水帯が長期間にわたってあったということでございまして、24時間雨量は普通の観測所におきまして、500mm以上となりまして、この年超過確率が100分の1以上増えたということも観測しているものでございます。

また今回の豪雨の特徴としまして、降雨がですね、ふた山にわかれている、大きな降水が二つにわかれているのが特徴となっているところでございます。つづきまして4ページを御覧ください。

通行規制の現状でございます。延べ48路線71箇所で開催してございます。ここでは2路線2箇所ということでございますが、今日現在1路線1箇所でございます。大河内森線の方は現在通行が解除してございまして、国道473の本川根町久野脇の規制のみというのが現状でございます。

続きまして、第5ページ、土砂災害の状況ということでございます。

がけ崩れを中心に51件の土砂災害が発生したところでございます。人的被害は死者1名、負傷者1名ということでございます。

右側にあります、浜松市西区の協和町。こちらの現場で怪我をされる方が出ました。

また、この下にあります、浜松市北区引佐町の珍撓でございますが、こちらの方で死者の方が出ているという状況でございます。

つづきまして、6ページの方を御覧ください。浸水被害の状況でございます。

県西部から東部の広い範囲において浸水被害が発生しております。多くは内水によるものでございますが、破堤した敷地川が江尾江川では溢水でございますが、こうし

た外水の被害も確認されているところがございます。

県内でまんべんなく浸水被害が発生したという状況でございます。

続きまして、交通基盤部所管の主な公共土木施設災害ということでございます。

県中西部を中心に河川施設の被害が多数発生してございます。

令和4年台風15号により被災した箇所でも多くの増破が確認されております。敷地川では、令和4年台風15号で破堤した箇所に設置した仮設堤防が再度被災したことで、周辺に大きな被害をもたらしてしまったという状況でございます。

続きまして、パンフレットの方を御覧いただきたいと思っております。

こちらの方でございますが、「令和4年台風15号による豪雨災害の記録」というパンフレット、こちらを使っていきます。開いていただきまして、気象の概況でございます。台風15号の勢力はそれほど強くなかったものの、静岡県内で台風からの暖かく湿った空気が入り込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、県下全域で大雨となったところがございます。

特に23日夜遅くから24日未明にかけて発生した線状降水帯などの影響によりまして、島田市伊久美において24時間雨量が544mm、時間最大雨量が125mm、静岡市平山においては、24時間最大雨量が489、時間最大雨量が97mmを観測する各所で記録的な豪雨が発生したところがございます。

下の方に行ってくださいまして、気象レーダーの画像がございます。

23日の夜遅くから24日の未明にかけてまして、線状降水帯が長時間にわたり、県中部にかけ同じ地域に猛烈な雨が続くこととなりました。

右のページの真ん中、中段でございますが、降雨の状況でございます。

最大60分の雨量が、島田市伊久美や静岡市久能で100分の1の確率規模ということでございます。先ほどの台風の状況と若干違うのはですね、短時間に非常に強い雨が降ったというのが、この15号の特徴でございます。総雨量に関しては、実は今度の台風2号とこの台風10号は、そんなに変わらなかったというのが現状です。

続きまして、次のページでございます。3ページの方、公共土木施設災害の概要でございます。

県管理施設の施設につきましては329箇所、市町管理施設につきましては233箇所が公共土木施設災害の災害復旧制度の適用を受けております。

その採択額はですね、平成以降最大という状況でございます。真ん中にありますように、主な被災の事例ということでございます。

県管理道路においてですね、最大で93箇所が通行止めが発生したところがございます。真ん中にあります、磐田天竜線、磐田市神増・村松地区で約800mにわたりまして、このように山から出た土砂が県道を跨いでですね、住宅地の方まで侵入したということでございます。

県道上ではですね、最大4m程度のもので、土砂が堆積したという状況でございます。撤去に非常に時間がかかったところがございます。

右側のページが河川砂防の被害の状況でございます。

河川施設被害が特に甚大でございまして、堤防の決壊や護岸の決壊が多数発生してございます。

特に太田川水系、安倍川水系、興津川などで被害が多く太田水系敷地川ではですね、増水によって濁流が堤防を越え、破堤が発生してございます。また安倍川流域を中心にですね、土砂流出により河道閉塞が複数発生している状況でございまして。

続きまして次のページ5ページを御覧ください。浸水被害の状況でございまして。

床上被害が5,000戸以上、床下被害が4,000戸以上となっております、床上浸水被害戸数だけで見ると、昭和49年の七夕豪雨以降で最大規模の被害となっております。

もう1ページめくっていただきまして、7ページでございまして。土砂災害の現状でございまして。

県の中西部地区を中心とした167件の土砂災害が発生してございまして。これは近年10年で年平均で45件ということに比べて大きく上回る数字でございまして。

また、死者1名、負傷者3名の人的被害が発生してございまして、家屋被害の全壊5戸、半壊22戸、一部損壊67戸となるなど甚大な被害が発生したところでございまして。

続きまして、最後のページ10ページを見ていただきたいと思います。

2級河川巴川流域における治水対策の効果ということで説明をさせていただきたいと思います。巴川ではですね、昭和49年7月の七夕豪雨を契機といたしまして、昭和54年度から総合治水対策特定河川事業に着手いたしまして、放水路や遊水地に加え、流域における雨水貯留施設の整備を進めてきたところでございまして。

麻機遊水地では、全体で260万立米を貯留しまして、大谷川放水路は約600万立米を海に放流するなどした結果、七夕豪雨と比較して、浸水面積が大幅に減少し、浸水家屋数は2割以下に抑えられてございまして。

写真を見ていただきますとわかりますが、紫のハッチがかかっている部分が七夕豪雨の被災状況ということでございまして。ただし、今回の被害の水色の部分でございまして、大谷川放水路の効果だと思われそうですが、特に旧静岡市の方では、浸水被害が大幅に軽減がされているというところでございまして。

ただし、現清水区の方がですね、まだまだ浸水被害が甚大ということでございまして。このことからですね、巴川では、浸水対策重点地域緊急事業という国の事業に新規事業化されてございまして、巴川本川の下流部で、河道掘削などをさらなる浸水被害の軽減策を進めていくことにしているところでございまして。

私の説明は以上でございまして。

○ 川勝知事 はいありがとうございます。

資料9がございまして、これにつきましては配布のみとなります。後ほど御一読ください。ただいまの説明につきまして御意見・御質問等はございましてでしょうか。

ないようでございまして、以上で、本日の議事は無事終了いたしました。委員の

皆様には、円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。進行を司会に返したいと思います。

- **司会** 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。  
本日は誠にありがとうございました。

午後4時30分閉会